

佐賀オスプレイ基地建設阻止行動10ヶ月間の概要と県公安委員会・県警の対応について

記者会見, 2024/11/18 オスプレイストップ! 9条実施アクション佐賀



島嶼防衛のイメージ



← 「戦争で島を取り戻す！」



防衛省の説明パンフから



北方領土「戦争で取り戻すの賛成か」議員発言に波紋 | テレ朝news

北方四島の国後島へのビザなし交流の訪問団に参加していた日本維新の会の丸山穂高衆議院議員が「戦争で島を取り返す」という趣旨の発言を...

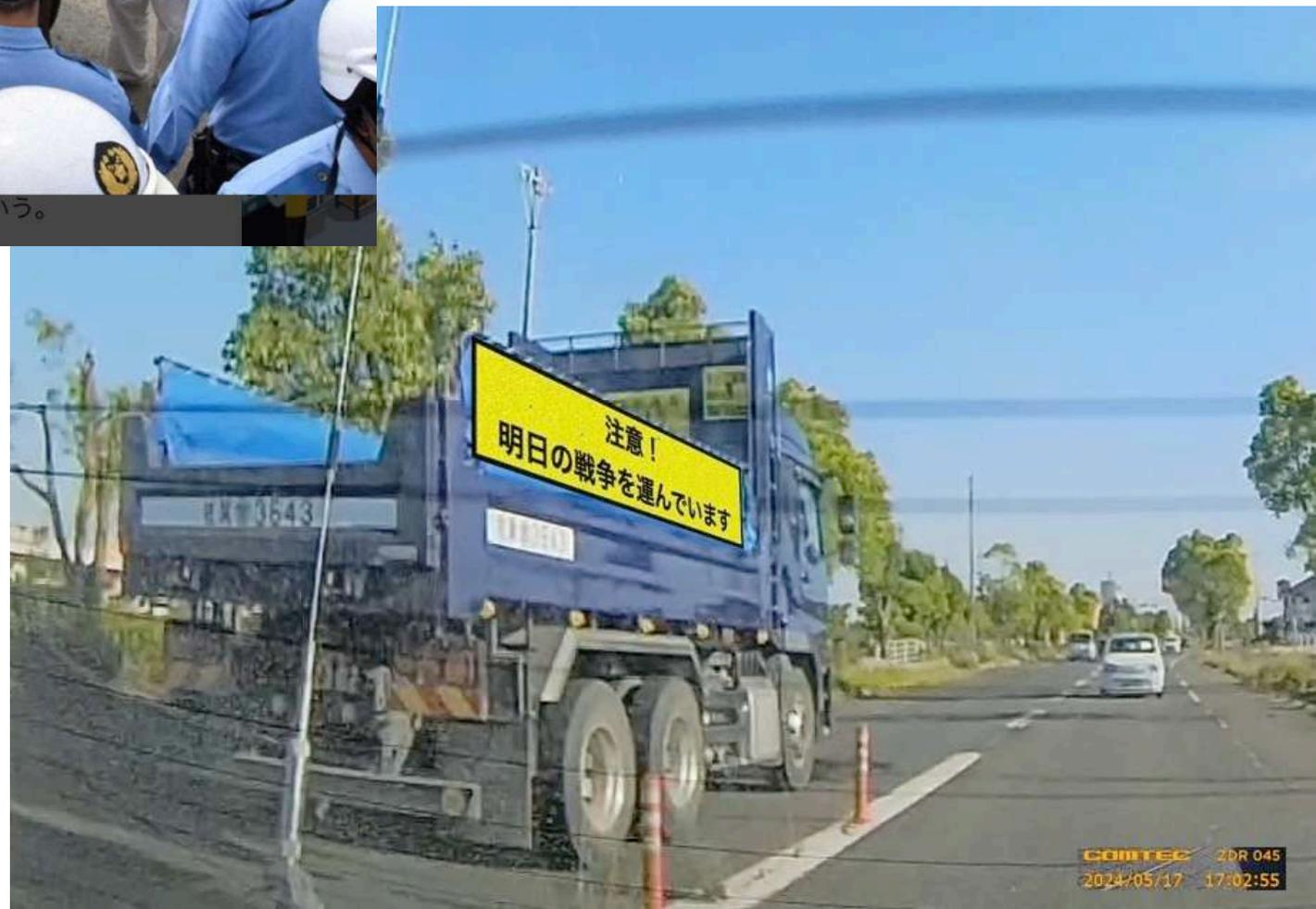
news.tv-asahi.co.jp

昨年6月の自然発生的な阻止行動



なり、九州防衛局からの通報で県警の機動隊などが駆けつけたという。
工事車両が長い列を作る中、車両出入口でのぼりや横断幕を手に抗議する市民ら

佐賀の街を走るダンプ（加工画像）



8月19日の様子



10月28日、「民衆の歌」を歌う



11月13日に提出した二度目の「苦情申し出」から引用：

・ ・ 周辺住民の自治会長が「シェルター」を建設容認の条件としたように、軍事緊張を一層高めることに寄与しています。

今一度、警察法三十八条が貴委員会の「任務」として定める「個人の権利と自由を保護」を再認識していただくことを要望します。現状は、個人の憲法的権利である「平和的生存権」がますます危うくなりつつある状況であり（次のスライド参照）、貴委員会の責任は重大です。 ・ ・ ・

陸自オスプレイ配備 地元自治会 ”条件次第 では前向き検討“

03月24日 18時58分



陸上自衛隊の輸送機「オスプレイ」の佐賀空港への配備計画をめぐり、地元の自治会長らが「ばく大な費用がかかる対策が必要だ」としたうえで、条件次第では前向きに検討する考えを述べました。

佐賀市役所で会見したのは、空港がある佐賀市川副町の4つの自治

会の会長たちです

朝日新聞デジタル、2023年3月27日から：「・・・自治会長らは「自衛隊駐屯地ができればミサイル攻撃を受けることもありうる」として、攻撃に備えた地下シェルターや避難壕（ごう）の役目を果たす地下鉄建設、騒音対策として川副地区の各家の窓を二重化することも今後求めたいという。」

<https://www.asahi.com/articles/ASR3V7S87R3VTTHB002.html>

戦争肯定 (“やむを得ない”)、さらには戦争動員の宣伝への対抗

A 情勢、国際関係から

1) 安保条約信仰は「お花畑」思考

国際法違反の原爆の日本への使用を謝罪しないアメリカがどうして「日本を守る」と信じるのか？

2) 仮に中国が台湾に軍事侵攻しても、当然それが不当であるにせよ、「日中平和友好条約」の法的ベースに依れば「内戦」であり、それに日本が関与できるわけがない。

B 理論的考察から

1) 「攻められる」心配はしても、自国が「攻める」心配はなぜしないのか？一国が他国から侵略される確率と、その逆は、「場合の数の確率」としては等しい¹。

2) ジュネーブ諸条約追加議定書に基づく無防備地域宣言

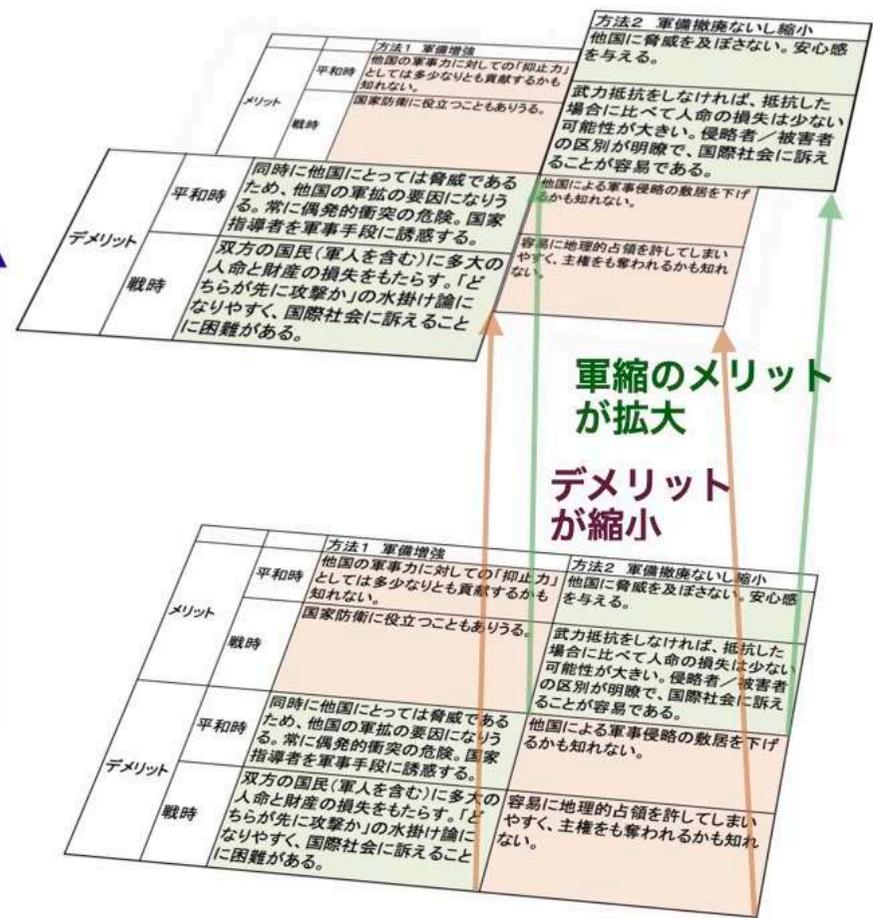
3) 文民統制下の軍は、政治権力が好戦化した時にスイッチを切る「安全装置」はない。常に平和主義の政府が維持されると考えるのは、あまりにも空想的

¹ 「日本の科学者」2005年1月号の「読者の広場」, <http://ad9.org/pegasus/docs/nagasaki/symmetry-kant.pdf>

		方法1 軍備増強	方法2 軍備撤廃ないし縮小
メリット	平和時	他国の軍事力に対しての「抑止力」としては多少なりとも貢献するかも知れない。	他国に脅威を及ぼさない。安心感を与える。
	戦時	国家防衛に役立つこともありうる。	武力抵抗をしなければ、抵抗した場合に比べて人命の損失は少ない可能性が大きい。侵略者／被害者の区別が明瞭で、国際社会に訴えることが容易である。
デメリット	平和時	同時に他国にとっては脅威であるため、他国の軍拡の要因になりうる。常に偶発的衝突の危険。国家指導者を軍事手段に誘惑する。	他国による軍事侵略の敷居を下げるかも知れない。
	戦時	双方の国民(軍人を含む)に多大の人命と財産の損失をもたらす。「どちらが先に攻撃か」の水掛け論になりやすく、国際社会に訴えることに困難がある。	容易に地理的占領を許してしまいやすく、主権をも奪われるかも知れない。

- 2) 軍備による／軍備によらない安全保障との「公平な比較」(左の図)と、その時間発展の考察(下の図)
- 3) 軍備撤廃のデメリットを補う、ジョン・シャープの「市民力による防衛」

時間発展 (軍縮が進むケース) ↑



9条実施
アクション
佐賀

ENFORCE
ARTICLE



「護憲」から「9条実施」へ、

さらに

九条の逆襲